

金融商品会計 ディスカッション・ポイント（2009年12月21日）

- 実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」適用期限延長の要否

実務対応報告第26号は、昨年のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改正の経緯を踏まえて、開発された。当面の取扱いとして適用期限（平成22年3月31日まで）が定められ、その後の保有目的区分の変更の取扱いについては、改めて検討することとされている。

11月17日の金融商品専門委員会では、適用期限を延長しない場合の実務上の支障等について意見聴取し、前回委員会（12月10日）はその結果も踏まえ、延長しない方向性について審議を行った。

今委員会では、今後の審議の効率化のため、以下について意思確認を行いたい。

<意思確認事項>

- ① 実務対応報告第26号の適用期限を延長しないこととしてはどうか。
- ② （仮に①において延長しないと意思確認された場合、）実務対応報告第26号により要求される保有目的区分変更年度後の注記（第7項(4)及び(5)、第11項(4)及び(5)、第17項(3)及び(4)）を、適用期限後に継続しないこととしてはどうか。

以上